

都市計画法施行令第25条第4号の後段括弧書きの取扱い

予定建築物の用途が住宅の建築の用に供する開発行為で、次に掲げる事項のすべてを満たす場合は、車両の通行に支障がない道路として取り扱う。

ただし、現場状況の確認の際に、都市計画及び交通安全等で明確な問題点があった場合、この取扱いは適用できない。

- ① 開発区域が接道している部分は、有効幅員6m以上に拡幅すること。
- ② 狭隘区間（道路の最低有効幅員4m以上あること。以下同じ）の視距が30m以上確保されていること。（図1を参照）
（道路構造令の視距30mを準用する。（設計速度30km/hで走行する場合、視距30mを確保することとなっているため。））
- ③ 狭隘区間が30m以内で、かつ、これに連続した有効幅員5m以上の待避部分があること。（図2を参照）
ただし、安全性を現場で確認できた場合に限り、「30m以内」を「概ね30m以内」と、「5m以上」を「概ね5m以上」とすることができる。
（道路構造令の第4種第4級の車道幅員4m、路肩0.5mずつを加えた5m以上とする。）
- ④ 通学路に指定されている道路で開発行為を行う際、通過交通の増加が見込まれる場合は、安全対策または代替えの通路等が確保されていること。
- ⑤ 既存道路沿いの建築物の立ち並びがある等、狭隘区間の拡幅をすることが極めて困難であること。
- ⑥ 都市計画課と協議し、交通安全上支障がある場合は関係機関と協議を行うこと。

参考

図 1

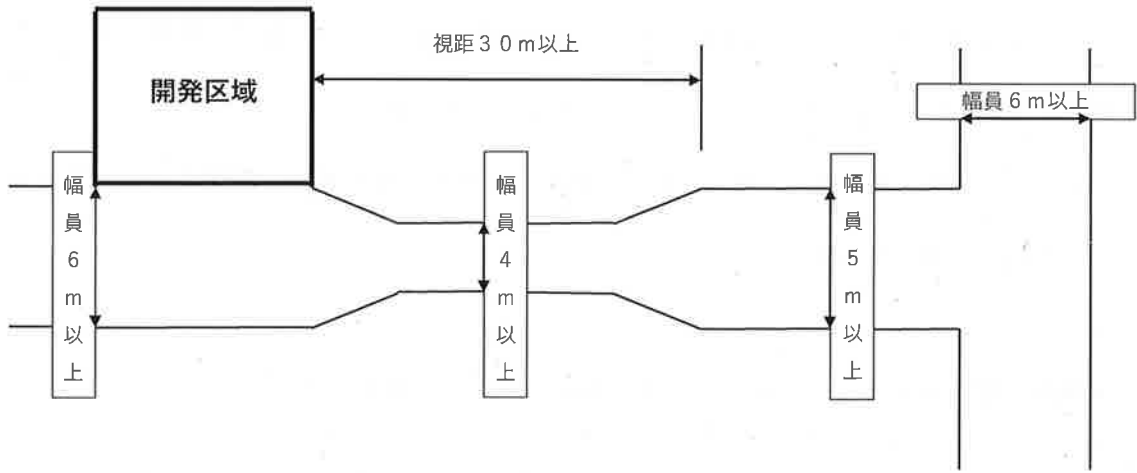


図 2

